

(別 紙)

差別禁止を盛り込んだ LGBT 理解増進法の早期制定を求める意見書 (案)

人が個人の尊厳をもち、権利において平等であることは、日本国憲法で定められており、性的指向や性自認による差別が許されないことは当然のことであるが、LGBTQ など性的少数者に関する「LGBT 理解増進法」(以下、「LGBT 法」とする。)をめぐっては、2年前に超党派の議員連盟が法案をまとめたものの、差別禁止に関して異論が出されたことから提出が見送られている。

しかし、前首相秘書官による性的少数者や同性婚に対する差別発言や岸田首相の「社会が変わってしまう」との国会答弁をめぐり、当事者だけでなく、報道機関による世論調査においても多くの国民から LGBT 法の早期制定を求める声が相次いでいる。

また、国連人権理事会における普遍的定期的審査(2008年、2012年、2017年)でも、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じることが勧告されている。さらに、経済協力開発機構(OECD)の調査では、LGBTに関する法整備状況を比べると、日本は35カ国中34位という状況にある。

そのような中、本市では、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、市民一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現をめざすとの理念に基づき、LGBT など性的少数者の方々のパートナー関係を尊重するために、2020年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を導入しているが、まだまだ日常生活や学校、職場などあらゆる場において、差別や偏見にさらされる現実があり、カミングアウトできずに生きづらさを抱える人が私たちの身近に存在している。人権侵害は理解や思いやりでは解決できず、差別を解消するための法整備が必要である。

よって、国においては、誰もが個人として尊重され、差別を許さず、多様性が尊重される社会をつくるために、差別禁止を盛り込んだ LGBT 法の早期成立を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日
高松市議会

衆議院議長 }
参議院議長 } 宛
内閣総理大臣 }